

【意見提出用紙】

内ヶ谷ダム建設事業の検証に係る意見（第2回）	
ふりがな 氏 名	
企業名又は所属団体名	
部署名（担当者名）	
住所又は所在地	
電話番号 FAX番号	
電子メールアドレス	
ご 意 見	<p>第1回意見募集時に比して根拠や説明資料の公開に努力されたことは一定の評価を致します。各案への意見を総括した意見として提出します。真に流域県民のためになる結論を出されることを願います。</p> <p><b>対策案1（河道改修+ダム案）が優位な案とは言えない</b>          縦断図や資料3-1図1.4以降で明示されている通り、堤防高がダム完成後の「計算水位」を大きく下回る区間が何か所も存在する（一例：60～61Km地点・今川合流上流）。このことは、これら区間の堤防強化や堤防かさ上げ整備が完成しない限り、ダムができて計画規模の降雨に対してさえ「計算通り」堤防から水があふれ出る区間が何か所も残されることを示している。横断図から堤防整備が含まれているようにも見えるが、整備計画規模の計画降雨に対する流下能力図が未提供のため判断できない。これら相対的に流下能力の劣る区間の整備を最優先して実施しない限り、この案では、ダムができて計画降雨（1/10, 1/20）に対してさえ“計画通り水害は起こる”。この点を、評価表（資料4-1）の被害軽減効果に明確に記述すべきである。なお、計算水位をH.W.L.とするなら堤防余裕高を定めた構造令を満足するために堤防の更なる整備が不可欠ではないかと懸念する。</p> <p>遊水地（案2～5）の効果については、そもそも遊水地が全貯留でありダムとは発現効果が本質的に異なることは自明である。ダム代替案として単純に比較検討すること自体がナンセンスである。これは水田貯留についても同様である。更に水田貯留は運用面での法制度を含む整備なくして実現性を評価すること自体ができない。治水対策はあらゆる手段を駆使してそれらの組み合わせの中から総合的に判断するものである（この点は、今回の国の検証スキームの限界である）。</p> <p>予定されるダム完成年度は平成39年度（資料4-1）であり、治水面から考</p>

えて流域住民が真に求める喫緊の課題に対応できる案が、案1であるとはとても結論することはできない。

環境面では、評価表「環境への影響」では、案2～5すべてが不明となっている。提供資料にも案1での環境影響を判断できる根拠資料は一切なく、案1が案2～5に比して優位であるとは到底結論できない。

以上、人命・財産に関わる点を中心に指摘しました。

今回のダム検証で、岐阜県県土整備部河川課は、どの区間が水害リスクが比較相対的に高いのかを改めて深く再確認したはずです。それら区間は平面図、縦断図、横断図からさえ、読みとることができます。これら区間の整備を放置または不十分なまま、完成まで効果を発現しない洪水調節施設整備を優先することは、県民に奉仕する公僕として絶対にやってはならない選択です。河川技術者として、公僕として、県民に誠実であって下さい。限られた予算と人員の中で、どうすれば、确实・着実・早期に安全にすることができるのかに知恵を絞って下さい。あたり前に、川に真正面から向き合って、真に流域住民のためになる整備が速やかに進捗する結論を、素直に出して下さい。

繰り返しますが、流域住民が真に求める喫緊の課題に対応できるのは、河道改修です。現時点では河道改修を選択し、ダムは今後流域での対応を含むあらゆる対策を検討・講じた上で、現整備計画期間の最終期に、財政的・技術的・社会的制約の視点から総合的に、もう一度判断すればよいのではないのでしょうか。それが整備計画の見直しであれば、計画論としてもなお明確でしょう。「やめる」と決められなくとも「する」と決めることもなく、「保留する」という判断もまた、諸制約の中で政策選択として実現可能な賢明な道なのではないのでしょうか。

最後になりますが、総合的な治水の推進を決めた兵庫県では、現在、総合治水条例（仮称）の検討に力を入れています。いつまでも、予算・人員・知力がダムに消耗される河川整備では、こうした次の段階には進めません。岐阜県が、未来を見据えた賢明な選択をなさることを願います。

。

以上